

「目指す姿」の前提となる指針

農林水産省ビジョン・ステートメント（平成19年7月）

わたしたち農林水産省は、生命を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を未来の子どもたちに継承していくことを使命として、常に国民の期待を正面から受けとめ時代の変化を見通して政策を提案し、その実現に向けて全力で行動します。

消費・安全局の目標（平成17年7月）

1. 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
2. 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供
3. 家畜や農作物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給
4. 消費者をはじめとした関係者との情報・意見の交換と施策への反映
5. 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進

消費・安全局の基本理念（平成17年7月）

1. 「食」は、「いのち」を支える源であり、一日たりとも欠かすことができない国民生活の基本です。
消費・安全局は、消費者の視点を大切にして、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという考え方の下で、「食」の安全と安定供給を確保し、消費者が「食」に対する信頼感を持てるような政策を実施します。
2. 私たちの食卓は、国内で生産される農林水産物に加えて、世界中からの様々な食料の輸入によって成り立っています。食品の安全性を向上させ、家畜や農作物の病気や害虫を防ぐための施策は、国際貿易とも大いに関係します。消費・安全局は、科学的な根拠に基づき、国際基準に沿って、リスク分析の考え方に従い、これらの施策を実施します。
3. 国民が安心して食生活を送るためには、安全な食品の供給に加えて、「食」に対する消費者の信頼が得られるよう、安全性をはじめとした食品に関する情報の提供が必要です。
消費・安全局は、食品の安全性の向上のための施策づくりの過程において的確な情報提供と意見交換を行います。個々の食品についても、わかりやすい表示を進めることにより、消費者が正確な情報に基づいて食品を選択できるようにします。
また、国民一人一人が生涯を通じて健全な食生活を送ることができるように、食について自ら考え、判断ができる能力を養う食育を進めます。

東海農政局消費・安全部の目指す姿

令和5年3月16日

東海農政局消費・安全部は、東海地域の消費者の「食の安全・安心」に対する期待に応えられるよう、全力で以下の事項を目指します。

GOAL(目標)	ACTION(行動)
<ul style="list-style-type: none">・自覚と誇りを持ち、誰のための仕事を常に意識し、国と地方公共団体、消費者及び生産者の結びつきを強め、現場の声に耳を傾け、東海三県に寄り添った持続可能な「食の安全と消費者の信頼」に貢献します。	<ul style="list-style-type: none">・広い視野を持ち、科学的知見を深め、あらゆる角度から物事を見聞きし判断します。特に食品安全に係る問題には迅速に対応します。・現状を見つめ、未来に向けて今何をすべきかを考え、農林水産本省から現場の職員まで、目指す方向について共通の認識を持ち、組織的に業務に取り組みます。・効率的な業務を行うためにノウハウを共有し、誰もが意見を言いやすい風通しのよい職場環境を作ります。・地方公共団体等の関係機関との連携を深め、協力して業務に取り組んでいきます。・ITリテラシー(情報技術に関する知識)を深めて、デジタルツールを積極的に活用し、情報の共有やテレワーク等を推進し、多様な働き方に対応した業務を行います。・若手が能力を発揮できる環境を整えるなど、人材の育成・確保に取り組みます。

(1. 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上)

<ul style="list-style-type: none">・地域の人たちに安全・安心な食品が届けられるよう、農業・生産資材(農薬・肥料・飼料等)及び農畜水産物の安全性を確保します。	<ul style="list-style-type: none">・県担当者や生産者との意見交換を積極的に行い東海地域のニーズを把握し、食の安全・安心に寄与する生産者や消費者の取組支援である交付金等業務を各課協力して適切に遂行します。また、農林水産省共通申請サービス(eMAFF等)を活用し、迅速な申請業務を推進します。・食品や農業資材に関する疑義情報に接した際、確実・迅速な行動により、消費者と生産者の不安解消を図ります。・農薬については、適正な使用の啓発等を各県と連携して取り組み、肥料については確実な登録更新申請と届出の処理や定期的な立入検査の実施を行い、農産物の安全性の確保に寄与します。また、生産資材(飼料等)の事業者からの届出及び申請について、県担当者等と連携し、適正かつ迅速な対応を行い、分かりやすい情報を発信します。・農薬、肥料等の新しい知見について情報収集し、県などの関係機関と情報を共有します。
---	---

(2. 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供)

<ul style="list-style-type: none">・生産者の努力、消費者の信頼に応えるため、強い使命感を持ち、常に公正不偏の態度を保持し、食品表示等の監視業務に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none">・東海地域は、キャベツ・大葉等の農産物、うなぎ・あさり等の水産物、松阪牛・飛騨牛等のブランド肉等、全国に誇れる生産地であるとともに、一大消費地となっています。食品の産地情報等を消費者に正しく届けるために、科学的分析やデジタルツールを活用して効率的な監視業務を行います。・食用不適米穀の不正規流通、加工食品の原材料の表示欠落等は、消費者の信頼を損なうと共に、健康に影響を与えることもあります。適正な食品の流通、食の安全・安心のために、保健所などの関係機関と連携し監視業務に取り組みます。
--	---

(3. 家畜や農作物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給)

<ul style="list-style-type: none">・局内外の関係者と連携し、家畜や農作物の病気や害虫の発生を予防し、まん延を防止することで、農畜産物の安定供給を確保します。	<ul style="list-style-type: none">・豚熱や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生時における畜産物の風評被害防止、発生県が実施する防疫措置の支援等を迅速に行います。また、これまで日本で確認されていない家畜伝染病の発生時においても、情報収集を的確に行い、迅速に対応します。・東海地域は飼養衛生管理基準の遵守に高い意識を持っており、それを支えるため、家畜衛生に関する的確な情報提供や県担当者との意見交換を行うとともに、適切な獣医療の確保に取り組みます。・病虫害の防除が適切に実施されるよう関係機関と連携し、発生予察の活用と総合防除を基本とした国内防除を推進して、安定的な農産物生産、供給に寄与します。
---	--

(4. 消費者をはじめとした関係者との情報・意見の交換と施策への反映)

<ul style="list-style-type: none">・地域の人たちの声を聴き、ニーズや特色を把握して、消費者が食に関心を持ち自らの食生活を見直すきっかけとなる情報発信を行います。	<ul style="list-style-type: none">・消費者や先進的な取組を行っている食品企業(スタートアップ企業など)等との意見交換の実施や東海管内の施策・イベント等をチェックすることで、東海地域で関心が高まっているトピックを把握して情報を提供します。・エンカル消費など持続可能な社会につながる消費行動の変容を促す情報や、国際情勢により重要性が増している食料安全保障に関する情報を発信します。また、得られた意見などは、国の施策決定に反映するよう関係者間で情報を共有します。
---	--

(5. 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進)

<ul style="list-style-type: none">・地域の全ての人が生涯を通じて健全な食生活を送ることができるよう、食について自ら考え選択できる能力を養う食育を進めます。特に、次世代を担う子どもたちのために、様々な体験を通して食について学ぶ取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none">・地域に根付いた食育に関する情報(郷土料理、野菜や肉牛などの多彩な農畜水産物の魅力、食育活動等)を、デジタルツールを活用しながら分かりやすく発信します。・農業体験や食文化に触れる取り組み、食への理解を深める学校給食への取り組み、こども食堂について、有機・地場農産物の利用など地域の持続可能性に配慮した取組を推進します。・消費者が食について自ら判断できるように、日本型食生活や食事バランスガイドなどの科学的根拠に基づいた情報を出向展示や出張講座、イベントを通じて提供していきます。
--	---